

6. 県と市町村の協調による請求事務の共通化（神奈川県）

■移動支援等地域生活支援事業への円滑な移行支援

平成18年9月まで個別給付の対象で10月から地域生活支援事業に移行した、移動支援、経過的デイサービス、日中一時支援事業は、神奈川県内の支援費の支給決定者数のうちで大きな割合を占めていた。特に、移動支援の支給決定者数は、訪問系サービスの中でも多かった。（全体の約6割が利用）

これらの事業について、地域生活支援事業が始まった後、事業者が個別の市町村とそれぞれ委託契約等を締結しなければならなくなったことから、手続きが煩雑となり、これまでは、県等が指定した事業者であれば利用者が居住する市町村以外の事業者であってもを自由に選択できていたにもかかわらず、地域生活支援事業に移行したために、選択できる事業者が限られるようになることが懸念された。

この結果、これまで支援費制度の下で着実に整備してきた資源が失われる可能性があったため、報酬の請求事務や事業者の登録手続き等について共通化を図ること等、地域生活支援事業の実施について、一定の共通方針を示し、サービス水準の確保を図ることとした。

■具体的な支援内容

具体的には、地域生活支援事業の報酬支払いについて、県国保連合会に市町村がそれぞれ委託するとともに、そのために必要な事業所番号や請求サービスコード等の共通化を図った。

地域生活支援事業に係る事業所の登録について、政令指定都市、中核市内の事業所は、これまでのノウハウの蓄積を生かし、各市が個別に事業所登録を実施する一方、それ以外の市町村に所在する事業所は、事務負担やスケールメ

リットを考慮し、各市町村からの報告に基づき県が事業者登録を行った。

事業所登録に当たっては、全県を対象に県が事業所番号付番ルールを定め（図表1参照）、1事業所が1番号で複数市町村と委託契約を結ぶことが可能となり、市町村にとっても事業所にとっても複数番号の管理という事務負担を回避できている。

また、受給者番号についても、市町村で付番するにあたりが、介護給付費等と地域生活支援事業の利用者負担額に総合上限を設ける場合は、1人に1つの共通の番号として上限管理が円滑に進められるようにした。

さらに、県が、市町村にどのような種類の地域生活支援事業を想定しているか聞き取り、標準的なサービスパターンを洗い出してコード例を提示した。これを参考に、市町村は、それぞれの事業内容に合わせて、請求サービスコードや単価を設定している。

【サービスパターン洗い出し例（移動支援）】

- 個別支援型/グループ支援型/送迎型/その他
- 利用目的：必要不可欠/余暇活動
- 身体介護の有無 …等

なお、国保連への支払いは、システム開発、運用経費とも市町村が按分して負担しており、県も県が担当する事業所登録部分について応分の負担をしている。

■共通化の取組みの効果

これらの共通方針を示すことは、県にとって直接メリットのある業務ではない。

しかし、市町村規模によってノウハウや事務処理体制が異なる中で、県からの伝達情報のみでは、すべての市町村が円滑に移行できる状況

にはなかった。

また、神奈川県各市町村は、指定都市2市、中核市2市がある一方で、小規模市町村も多く、県内どの市町村でも同じルールで今までどおり社会資源を活用することを目指すことは、県全体の仕組みを維持するうえで重要なことであり、市町村からも共通化のニーズは強い。

なお、県が調整的な役割を發揮する上で、各市町村の協力は不可欠であり、特に神奈川県では、県と指定都市、中核市を中心としたプロジェクト体制が整備されていることが特徴的である。

■今後の展開

今後は、各市町村が実施している地域生活支

援事業の情報を集めて、各市町村の工夫やノウハウを情報提供していきたいと県は考えている。

また、現在行われている移動支援のパターンや、特定市町村がニーズに着目して展開しているサービス、各市町村のサービス提供状況の統計データ等を整理し、県として、地域生活支援事業の標準的なモデル例を検討していくことや、地域生活支援事業の事業者の指導方法についても今後の課題となっている。

地域生活支援事業に限らず、障害者自立支援法の施行の中で、県は予算執行だけの役割になりがちだが、市町村間の格差を是正し、県内どの市町村においても効果的・効率的に事業展開ができるよう側面的支援することは、都道府県の重要な役割であると認識している。

図表 1 地域生活支援事業における事業所番号付番ルール

